

# 北はりま消防組合発表資料

題名 北はりま消防組合職員のセクシュアル・ハラスメントに伴う処分について
日時 令和5年12月21日（木）
場所
趣旨 北はりま消防組合職員が、セクシュアル・ハラスメント行為を行ったことに対する懲戒処分の公表（北はりま消防組合職員の懲戒処分等に関する指針の懲戒処分の公表基準に基づくもの）
1 被処分者 管理職員 男性 50歳代
2 処分内容 停職（4か月） （参考）管理監督責任として、消防長を「戒告」とした（同日付け）。
3 処分年月日 令和5年12月20日
4 処分理由 当該職員は、ハラスメント防止を推進すべき管理職でありながら、勤務時間中に女性職員に対して、身体に触れるなどのセクシュアル・ハラスメントの行為を繰り返し行った。 このような行為により、職場環境を著しく悪化させ、北はりま消防組合の信用を著しく失墜させる行為であるため、上記処分を行った。
参考資料等